

三次市教育委員会告示第 号

三次市スクールサポーター設置要綱を次のように定める。

平成29年3月 日

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由

三次市スクールサポーター設置要綱

(設置)

第1条 市内小・中学校に在籍する児童生徒の健全育成を目的として行う非行集団の補導・解体，立ち直り支援等の活動を中心とした少年非行等の総合的抑止活動を推進する上で，学校と警察間の連携に係る事務をより効果的に処理するため，スクールサポーターを置くものとする。

(委嘱)

第2条 教育委員会は，警察活動について知識と理解を有し，かつ次に掲げる要件を満たしている者のうちからスクールサポーターを委嘱するものとする。

- (1) 人格及び行動について，社会的信望を有すること。
- (2) 職務の遂行に必要な熱意を有すること。
- (3) 健康でスクールサポーターの活動に必要な体力を有すること。
- (4) 教職員などへ適切な助言及び事業の対応ができ，かつ警察署との連携が密にできること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか，同程度の条件を満たすこと。

2 前項の規定による委嘱は，委嘱状（別記様式）を交付して行う。

3 スクールサポーターの委嘱期間は，委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末

日までとする。ただし、欠員により補充されたスクールサポーターの委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

4 スクールサポーターは、広島県警察スクールサポーターと兼職できるものとする。

(職務内容)

第3条 スクールサポーターは、概ね次に掲げる職務を行う。

- (1) 問題行動への指導・助言
- (2) 問題行動に関する相談活動
- (3) 特別な指導の援助
- (4) 犯罪防止教室，薬物乱用防止教室への援助
- (5) 学校周辺の街頭補導活動
- (6) 少年非行に係る情報の把握と提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、所属長が必要と認める職務

(守秘義務)

第4条 スクールサポーターは、職務上知り得た事実を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(身分)

第5条 スクールサポーターの身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤特別職とする。

(報酬及び費用弁償)

第6条 スクールサポーターの報酬及び費用弁償による旅費の額並びに支給方法は、三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年三次市条例第66号）の定めるところによる。

(勤務日数及び勤務時間)

第7条 スクールサポーターの勤務日及び勤務時間は、4週間につき一般職の職員の4週間の勤務時間の4分の3を超えず、かつ、1日につき7時間45分以内とし、あらかじめ所属長がこれを割り振る。

(服務)

第8条 スクールサポーターは、勤務に当たって次のことに留意しなければならない。

- (1) 公務員としての自覚と責任を持って、その職務の遂行に努めること。
- (2) 関係警察署と緊密な連携を図り、効果的な活動に努めるとともに、学校の運営に支障を及ぼすことのないよう配慮すること。

(免職)

第9条 教育委員会は、スクールサポーターが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、任期中であってもこれを免職することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) スクールサポーターとしてふさわしくない行為があったとき。
- (3) 心身の故障、又はその他の理由により職務を行うに適さなくなったとき。
- (4) スクールサポーターを置く必要がなくなったとき。

(研修等)

第10条 スクールサポーターは、必要な知識、技術を習得するための研修を受けるほか、適正な職務遂行のため必要とされる各種教養を受けるものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、スクールサポーターに関して必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。